

**別表1（第20条第1項） 始末書等の措置に関する基準**

- 1 交換、補填等により不良食材の回復がなされた場合は、この基準を適用しない。（要綱第21条第2項）
- 2 「顛末書」とは、その事案の経過を詳しく表した文書をいう。  
異物等が、納品食材に起因するかどうか不明の場合は「顛末書」を徴する。
- 3 「始末書」とは、今後同じ事案が発生しないように過失の事情及び改善対策等を明確に記載したうえ、陳謝の意を表した文書をいう。  
異物等が納品食材に起因することが明確な場合は、「始末書」を徴する。

食材等に関する事故等	措 置
<b>食 材</b>	
<b>異物混入</b>	
<b>危険異物</b>	
健康被害のおそれが高い異物の混入	顛末書（食材由来不明）又は始末書（食材由来明確）を提出。
<b>非危険異物</b>	
健康被害のおそれが低い異物の混入	配膳又は喫食中に発見された異物について顛末書（食材由来不明）又は始末書（食材由来明確）を提出。
<b>原料由来の異物</b>	
骨片、鱗、獣毛等原料由来の異物 （調理加工品の場合は、非危険異物に該当）	配膳又は喫食中に発見された異物について顛末書（食材由来不明）又は始末書（食材由来明確）を提出。
<b>品質の劣化</b>	
変質や変色があることが判明したとき	加工品（冷凍品を含む）において、変質や変色が著しいときは、始末書を提出
<b>容器包装の不良</b>	
容器包装の破れ又は汚れがあったとき	著しい場合は始末書を提出。ただし交換した場合は提出不要。
消費期限又は賞味期限の誤表示又は無表示の食材が納入されたとき	始末書を提出。表示が確認できれば、提出不要
製造者氏名又は所在地の誤表示又は無表示	始末書を提出。表示が確認できれば、提出不要
<b>食品内容明細書の不備、仕様書・規格基準違反</b>	
<b>食品内容明細書の不備</b>	
重要な記載事項（特定原材料等）に関し誤った表示が判明したとき	始末書を提出 ただし、当該食材が未使用の場合は食品内容明細書を再提出により始末書不要
表示されていない食品添加物が食品検査等により添加されていることが判明したとき	始末書を提出 ただし、当該食材が未使用の場合は食品内容明細書を再提出により始末書不要
<b>仕様書違反</b>	
カット不良、腐れ等仕様書に適合しない食材が納入されたとき	状況に応じ、始末書を提出。ただし交換した場合は、提出不要
<b>規格基準違反</b>	
給食会が実施する食品検査において附表の「協食会が定める規格基準」に違反したとき	腸出血性大腸菌、黄色ブドウ球菌、ヒスタミンの陽性が検出されたときは、始末書を提出。
<b>配 送</b>	
正当な理由なく指定日又は指定時間外に納品し、給食実施に著しく支障をきたしたとき	始末書を提出
正当な理由なく学校等の検収担当者の検収を受けずに納品したとき	始末書を提出
納入すべき数量とは少ない数量で納品したとき	始末書を提出（数量不足で補填がある場合は、提出不要）
搬出入時に学校等の施設又は設備に損害を与えたとき	被害状況に応じ、始末書を提出
<b>その他</b>	
学校等で食材の売り込み等販売行為を行ったとき	始末書を提出
給食会又は学校等の給食関係教職員の指示に正当な理由なく従わなかったとき	始末書を提出

\* 「学校等」とは、学校給食実施校及び学校給食共同調理場をいう。